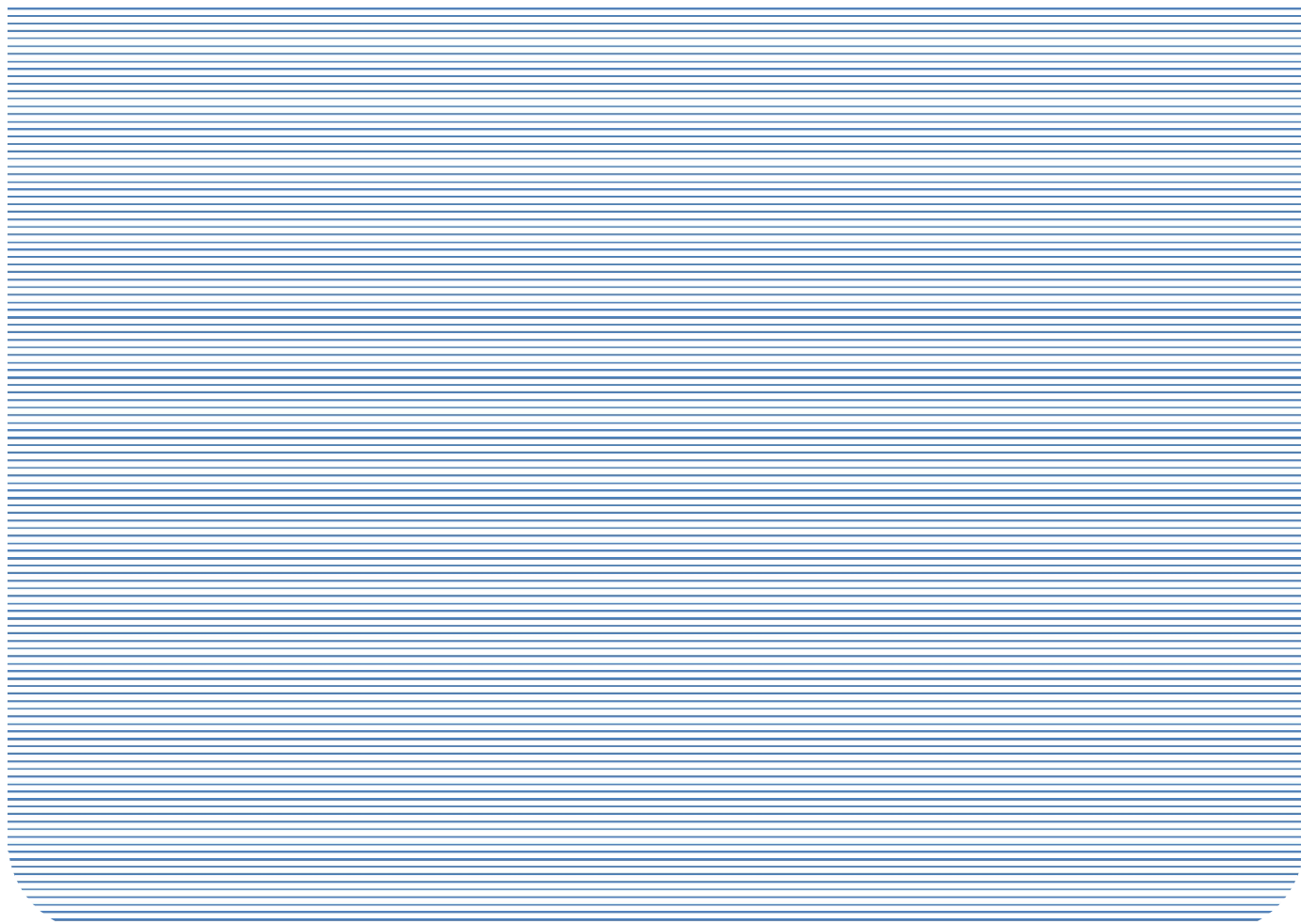


第11章

新モビリティサービス事業について



11.1 新モビリティサービス事業の概要

新型コロナウイルスへの対応や、移動の利便性向上、既存の公共交通機関の維持・活性化、高齢者の外出機会の創出や地域活性化、スマートシティの実現などに向けて、個々の利用者の移動ニーズに対して、情報通信技術などの先端技術を活用して利用者の利便を増進する、MaaSをはじめとした新たなモビリティサービスの創出が求められています。

MaaSなどの新たなモビリティサービスを実施しようとする事業者は、新モビリティサービス事業の実施に係る事業計画（新モビリティサービス事業計画）を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができます。認定された事業計画に基づく事業については、交通事業者の運賃・料金の届出手続きが簡素化され、MaaSの円滑な実施が可能となります。

なお、新モビリティサービス事業計画は、地域公共交通計画とは別の計画ですが、それぞれの地域における取組の一体性を担保する観点から、必要に応じて、地域公共交通計画と新モビリティサービス事業計画の両計画を相互に踏まえた内容とするなど、両計画が連動していることが期待されます。

新モビリティサービス事業計画

事業者が作成

<記載事項>（法第36条の2、施行規則第44条の2）

- ① 実施区域
- ② 事業の目標
- ③ 事業の内容
- ④ 実施予定時期
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑥ 事業実施に必要なデータ連携に係る事項
- ⑦ 新モビリティサービス事業と連携して実施される事業がある場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ その他新モビリティサービス事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その他事項

大臣認定

運賃・料金に係る行政手続きのワンストップ化

▲ 新モビリティサービス事業計画の概要

【参考】MaaSとは

MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、さらには移動の目的地におけるサービスとも連携し、検索・予約・決済を一括で行うサービスのことを言います。サービス手段としてはスマートフォンアプリを活用する例が多くみられます。

新たな移動手段（シェアサイクル等）や移動目的に関連したサービス（観光地や飲食店のチケットの購入等）も組み合わせて提供することが可能です。



▲MaaSのサービスイメージ

11.2 新モビリティサービス事業計画の記載項目

新モビリティサービス事業に関する記載項目は以下のとおりです（法§36の2、施行規則§44の2）。

【記載する事項】

- ① 実施区域
- ② 事業の目標
- ③ 事業の内容
- ④ 実施予定時期
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑥ 事業実施に必要なデータ連携に係る事項
- ⑦ 新モビリティサービス事業と連携して実施される事業がある場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ その他新モビリティサービス事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

① 実施区域

新モビリティサービス事業を実施する区域を記載します。新モビリティサービス事業は、一つの地方公共団体の区域にとどまらないものも多く、地域公共交通計画とは別の計画としているため、地域公共交通計画を作成している（ないし作成予定の）場合であっても、区域を整合させる必要はありませんが、考え方については両計画で矛盾しないようにしましょう。また、複数市町村にまたがる場合は、後述する新モビリティサービス協議会も活用して、関係する地方公共団体等との間で共通認識が持たれるようにしましょう。

▼記載イメージ

- ○○市全域
- ○○市○○町

※必要に応じて区域図などを添付してください。

② 事業の目標

目標の設定に当たっては、関係者が共通認識をもって取組を推進できるよう、可能な限り、具体的かつ明確な目標を設定することが大切です。また、PDCA サイクルを強化し、実効性を高めていくためには、客観的な指標を設定することが有効であることを踏まえ、可能な限り定量的に設定することが望まれます。

また、これまで行われてきた他事業の内容や、日本版 MaaS 推進・支援事業の公募要領なども参考にしてください。

③ 事業の内容

新モビリティサービス事業については、一つの事業において様々な観点からの取組がなされることが考えられるので、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及

び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものであることが分かるように、事業の全体像を記載するとともに、それぞれの取組毎に、実施主体や、委託先も含めた関係者間の役割分担、具体的な事業内容について記載しましょう。

事業の内容については、他の項目と併せて、基本方針に照らして適切なものであるか、事業を確実に遂行するために適切なものであるかが認定に当たっての要件となります。また、他の項目も併せて、後述する新モビリティサービス協議会（協議会が設置されない場合にあっては、協議会の構成員となることが定められている公共交通事業者や、道路管理者・港湾管理者等との間）において、十分調整しておきましょう。

加えて、新モビリティサービス事業計画は、地域公共交通計画とは別の計画ですが、それぞれの地域における取組の一体性を担保する観点から、必要に応じて、地域公共交通計画と新モビリティサービス事業計画の両計画を相互に踏まえた内容とするなど、両計画が連動していることが期待されます。なお、認定を受けた新モビリティサービス事業計画に基づいて、複数の交通機関にまたがる共通乗車船券を発行し、運賃又は料金の割引を行おうとする場合には、運賃等の届出について、それぞれの交通機関毎ではなく、一括で行うことが可能となります。この特例を利用することを予定している場合には、届出事項を参考にして、どのような共通乗車船券を計画しているかを計画に記載しておきましょう。

④ 実施予定時期

新モビリティサービス事業の実施予定期間を記載します。特に終期を定めない場合には、始期のみ記載してください。

⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法

計画内容が、事業を確実に遂行するために適切になっているかどうかを確認する観点から、総事業費、交通事業者等の負担額、その内訳等を記載してください。資金の調達方法については、運賃等の収入のほか、国又は地方公共団体からの補助金等を充当することを見込んでいる場合には、当該補助金等の名称、金額、内容等を記載してください。

また、事業の実施により、地方公共団体による移動サービスの提供コストを削減できる等、地域における資金面のメリットがある場合には、それらについても併せて記載してください。

なお、事業実施年度によって、事業費やその内訳が異なる場合には、実施年度毎に記載するようにしてください。事業費やその内訳が全ての実施年度において一定の場合は、実施年度を「〇〇年度～〇〇年度」とし、まとめて記載することも可能です。

⑥ 事業実施に必要なデータ連携に係る事項

新モビリティサービス事業においては、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、さらには移動の目的地におけるサービスとも連携し、検索・予約・決済が一括して行われることが想定されますが、そのためには交通事業者等の事業者間におけるデータ（例えば、運行情報、決済情報等）の連携が必要不可欠です。そのため、事業者間において、具体的にどのようなデータを、どのように連携させるかを具体的に記載してください。

また、新モビリティサービス事業により得られたデータをどのように利活用するかについても、具体的に記載されていることが望ましいと考えられます。

データ連携については、「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン」（国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門）等の国が定める指針等を踏まえて積極的に行われることが事業の円滑な実施に重要であり、連携のあり方については、上記のガイドラインの内容にできる限り従っていることが望ましいと考えられます。

⑦ 新モビリティサービス事業と連携して実施される事業がある場合には、当該事業に関する事項

新モビリティサービス事業と連携して実施される事業がある場合には、当該事業に関する事項についても記載してください。

例えば、同じ地域で取り組まれているスマートシティ事業との間でデータを連携させる場合や、他地域において行われる MaaS の取組との間でデータを連携させる場合、まちづくり事業と連動して MaaS に取り組む場合には、これらの連携して実施される事業について、その事業の内容や、その事業との間でどのようにデータの連携が行われるか等を記載してください。

⑧ その他新モビリティサービス事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

その他、新モビリティサービス事業の運営に当たって、重大な関係を有する事項がある場合には、新モビリティサービス事業の運営にどのような影響があるか等を具体的に記載してください。



[参考資料を確認]

- 国土交通省 総合政策局 公共交通・物流政策審議官部門「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン」（令和 2 年 3 月）
- 国土交通省 総合政策局 公共交通・物流政策審議官部門「公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたガイドライン（バス編）」（令和 2 年 9 月）
- SIP サイバー/アーキテクチャ構築及び実証研究「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」

11.3 新モビリティサービス協議会の設置方法

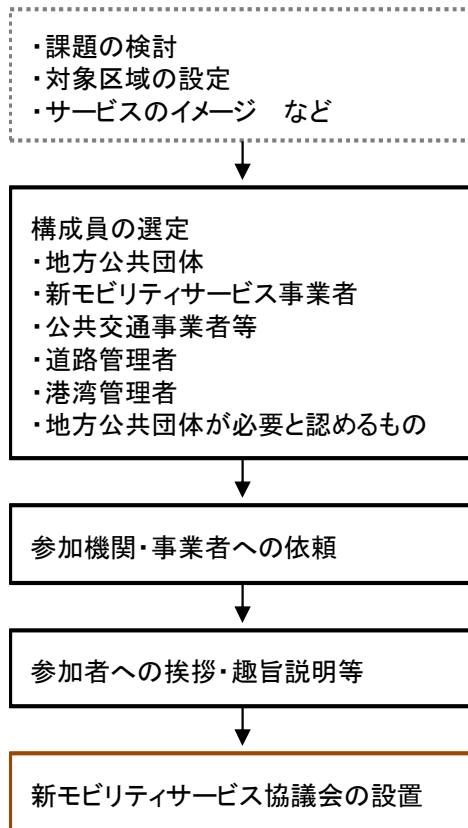
地方公共団体は、MaaSなどの新モビリティサービスの実施に関して必要な協議を行うための協議会を設置することができます。この「新モビリティサービス協議会」については、新モビリティサービス事業計画の大臣認定とは別の制度ですので、計画をそもそも策定しない場合や、既に事業を開始している場合でも設置をすることが可能です。しかしながら、事業の円滑な実施のためには、新モビリティサービス事業計画を策定する段階や、計画を策定しない場合には事業を準備している段階から設置することが望ましいと考えられます。

新モビリティサービス事業については、既存の公共交通に限らない様々なサービスを内容とすることが考えられ、それに併せて、地方公共団体の交通関係部局や公共交通事業者だけではなく、例えば、スクールバスや福祉輸送を担当している地方公共団体の教育、福祉関係の部局、スマートフォンアプリや、運行システムを開発する民間事業者、新しいモビリティを開発している民間事業者など、関係者も多くなると考えられます。そのため、新モビリティサービス協議会を設置することで、幅広い関係者の参加の下、協議会による協議・連携を図ることで、円滑に事業が進むことが期待されます。

新モビリティサービス協議会については、構成員の求めに応じ、国土交通省や都道府県が、必要な助言をすることができることとされています。協議会の設立までの流れを以下に示します。協議会の設立に際しては、地方公共団体が主体となり、新モビリティサービス事業者とも連携して構成員を選定するとともに、関係者間の調整を行いましょ。

なお、新モビリティサービス事業者は、地方公共団体に対して、新モビリティサービス協議会を組織するよう要請することができます。また、新モビリティサービス協議会を組織する地方公共団体から、計画の策定や実施等に関する協議を行うという通知を受けた場合は、新モビリティサービス事業者等は、原則として協議に応じなければなりません。さらに、新モビリティサービス協議会の構成員は、協議会における協議の結果について尊重する必要があります。

地方公共団体、事業者など



▲協議会の設置方法